

堺市監査委員公表第21号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月27日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立のびやか健康館)	
監査実施期間	令和7年8月1日 ～ 令和7年12月22日	
措置を講じた部局等	環境局 環境事業部 環境事業管理課 指定管理者：株式会社 COSPA ウエルネス	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、指定管理業務の収支と自主事業の収支は別に把握することとされているが、以下の誤りがあった。</p> <p>ア 自主事業に係る消耗品費(212万7,033円)について、自主事業の費用として計上すべきところ、指定管理業務の費用として計上していた。</p> <p>イ 自主事業の物品販売に係る棚卸減耗損(6万9,693円)について、自主事業の費用として計上すべきところ、指定管理業務の費用として計上していた。</p> <p>ウ 自主事業に係る半額チケット印刷代(1万1,429円)について、自主事業の費用として計上すべきところ、指定管理業務の費用として計上していた。</p>	<p>自主事業②の経費を区分して計上する必要がありますが、消耗品の区分については失念しておりました。</p> <p>御指摘を受け、消耗品費・棚卸減耗損・半額チケット印刷代を自主事業の費用に計上し、修正した事業報告書を令和7年11月7日付けで市に提出しました。</p> <p>再発防止として、市と協議の上、自主事業の経費として計上する品目を事前に十分に再確認して一覧化し、適切に計上します。また、経費区分で判断に迷う場合は、都度、市に相談することで、自主事業と指定管理業務の経費を明確に区分し、適正に計上します。</p> <p>正しい経費区分で計上するように指示し、指定管理者よ</p>	<p>指定管理者</p> <p>環境事業管理課</p>

<p>(2) 指定管理者が基本協定書に基づき作成した事業報告書について、以下の誤りがあった。</p> <p>ア 広告・販促費について、誤って二重に消費税等を加算したり、本来、消費税等8%の食料品に対して消費税等の率を10%として計上するなどしていたため、指定管理業務と自主事業の合計で3,444円を過大に計上して報告していた。</p>	<p>り提出された修正後の事業報告書を令和7年11月7日付けで供覧処理しました。</p> <p>今後は、自主事業収支計画書及び収支報告書の様式について、計上漏れや計上誤りを漏れなく確認できるようにするため、消耗品費等を、経費内訳の項目として追加します。</p> <p>また、指定管理者より収支報告書を受領する際には、経費区分が適正に行われているかどうかを、改めて指定管理者に確認します。</p> <p>経費について、社内では税抜きで管理しており、市への報告のため、税込み金額にする際に一律で消費税等の率10%を乗じて計算していました。また、一部には二重に消費税等を加算していました。</p> <p>御指摘を受け、正しい消費税を加算し、修正した事業報告書を令和7年11月7日付けで市に提出しました。</p> <p>今後は購入物品の一覧表を作成し、一覧表に記載された税率が正しいか、また二重に消費税等を加算していないかを確認した上で、適正な消費税額を計算します。</p> <p>消費税の計算を正確に行う</p>	<p>指定管理者</p> <p>環境事業管理課</p>
---	---	-----------------------------

	<p>ように指示し、指定管理者より提出された修正後の事業報告書を令和7年11月7日付けで供覧処理しました。</p> <p>今後は指定管理者に対して、指定管理者が作成・管理する購入物品の一覧表をもとに、税率が正しいか及び二重に消費税等を加算していないかを確認させ、適正な消費税額が計算されていることを確認するよう求めます。</p>	
<p>イ 収支の実績額の端数処理や収支の科目名称について、記載誤りがあった。</p>	<p>端数処理について、千円単位で収支を報告していたため、千円未満の端数処理で数値に差異が発生し、その過程で差額の不一致が生じていました。</p> <p>収支の科目名称の記載誤りについて、事業報告書の収支内訳書のフォーマットが誤っていることに気がつきませんでした。</p> <p>収支の科目名称を正しく記載し、端数処理による数値の不一致が生じないように、収支内訳書を一円単位に修正した事業報告書を令和7年11月7日付けで市に提出しました。</p>	<p>指定管理者</p>
	<p>端数処理について、千円単位での報告のため、千円未満での端数処理の過程で差異が発生することを前提と受け止めていたため、数値の確認が疎かになりました。</p> <p>収支の科目名称の記載誤り</p>	<p>環境事業管理課</p>

<p>[指定管理業務及び自主事業に係る共通経費の適正案分について（意見）]</p> <p>指定管理者は、指定管理業務（以下「指定事業」という。）の収支と自主事業の収支を別に把握するため、人件費や広告・販促費等の共通経費について、あらかじめ定めた案分率に基づき、両事業に適切に案分し経費計上している。</p> <p>一方、キャッシュレス決済に係る手数料（令和6年度570万787円）については、指定管理者によると、指定事業である会費の支払や、自主事業の物販での支払で利用されているにもかかわらず、両事業での切り分けが困難であるとの理由により、全額を指定事業の経費として計上している。</p> <p>しかし、指定事業及び自主事業</p>	<p>について、収支報告書の科目名称が正しいかの確認が一部足りていませんでした。</p> <p>御指摘を受け、収支の科目名称の修正と、収支内訳書を一円単位に変更するように指示し、指定管理者より提出された修正後の事業報告書を令和7年11月7日付けで供覧処理しました。</p> <p>今後は、四半期ごとに提出される収支報告書の科目名称と、事業報告書に記載された収支報告書の科目名称を突合し、科目名称が正しく記載されているかを確認します。</p> <p>令和元年度より、市の方針に基づき指定管理業務の経費と、自主事業②の経費を区分して計上することになりましたが、キャッシュレス決済に係る手数料については、区分が困難であったため、全て指定管理業務経費として一括計上しておりました。</p> <p>市と協議の上、自主事業と指定管理業務の経費の案分率を決定し、案分を反映した事業報告書を令和7年11月7日付けで市に提出しました。</p> <p>指定管理者と協議の上、キャッシュレス決済に係る手数料の案分率を決定し、指定管</p>	<p>指定管理者</p> <p>環境事業管理課</p>
--	--	-----------------------------

の収支を正確に把握するため、指定管理者においてはキャッシュレス決済に係る手数料についても人件費や広告・販促費等と同様に、両事業に応じて適切に案分・経費計上することとし、市はその処理の妥当性を確認の上、実態を反映した収支報告を作成するよう指定管理者に指導されたい。

[収支実績の確認について(意見)]

指定管理業務(以下「指定事業」という。)の収支及び収支差額は、事業計画に対する実績の評価や次期公募時の諸条件を設定する際の重要な基礎資料である。そのため、市は指定事業の収支及び収支差額の実績値が正確に算出されているかを確認し、予算との比較・分析を踏まえ、指定事業の評価を行う必要がある。また、その際に、指定事業と自主事業との経費が適切に区分されているかなどの観点からも確認をした上で、指定管理者が作成する事業報告書に誤りがあった場合には、的確に指定管理者へ指導を行う必要がある。

ところで令和 6 年度予算における指定事業の収支差額は約 2878 万円の赤字と見込んでいたが、事業報告書では約 1508 万円の黒字と報告されており(前記 3 (1) 及び (2) での指摘を踏まえると実際には少なくとも約 1729

理者より提出された、案分を反映した事業報告書を令和 7 年 11 月 7 日付けで供覧処理しました。

また、自主事業収支計画書及び収支報告書の様式に手数料の科目を追加し、定められた案分率に基づき計上するよう指導しました。今後は市としてもその指導内容に基づき、計上漏れや計上誤りがないよう確認します。

適正な経費計上に関しては、指定管理者より提出された修正後の令和 6 年度の事業報告書を受領し、収支及び収支差額が正しいかを確認の上、令和 7 年 11 月 7 日付けで供覧処理しました。

指定事業と自主事業の適正な経費区分に関しては、自主事業収支計画書及び収支報告書の様式を変更することで、計上誤りが起こらないようにします。

計画値と実績値の差額に関しては、報告を受ける際に、大きな乖離がある項目は指定管理者にヒアリング等を実施し、数値が妥当であることを確認・分析の上、受理します。

次期指定期間の公募時には、現指定期間の指定管理業務、自主事業の収支状況を総合的に勘案して、収益還元又は納付金等の水準を検討しま

環境事業管理課

<p>万円)の黒字)、赤字から黒字への大幅な転換(乖離額約 4607 万円)が生じていた。このため、市の収支等の確認や予算との比較・分析はより緻密に行うことが求められるが、監査の結果、これらが十分に行われていたという心証は得られなかった。</p> <p>以上のことから、市は令和 6 年度の収支の確認等を再度実施し、今後の事業計画や収支見込等の妥当性を検証されたい。また、次期公募時の指定事業の内容、利用料金、収益還元(又は納付金等)の水準等を検討する際の基礎資料として活用できるよう、検証記録等を整備されたい。</p> <p>4 管理運営について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができるとされている。</p> <p>また、その場合、法令等により資格を必要とする業務については、当該資格等を証する書面の写しを市に提出しなければならないとされている。</p> <p>しかし、指定管理者は、市へ一部業務委託の申請をすることなく、一般廃棄物処理委託業務及び産業廃棄物処理委託業務を第三者に委託していた。また、資格等を証する書面の写しも市に提出していなかった。</p>	<p>す。</p> <p>廃棄物処理について、本社で一括契約している廃棄物処理契約に、のびやか健康館で発生する分の廃棄物処理も含まれていたため、当該業務が市への申請が必要となる第三者への業務委託に該当するという認識がありませんでした。</p> <p>御指摘を受け、第三者委託申請が漏れていたものについて、令和 7 年 11 月 11 日付けで申請書と業許可証の写しを市に提出しました。</p> <p>再発防止策として、今後は新規契約(本社一括契約を含む)を締結する際に不明点等がある場合は事前に市へ相談するようにします。</p>	<p>指定管理者</p>
--	--	--------------

	<p>申請が漏れていたものについて指定管理者に指導し、第三者委託申請書と業許可証の写しを令和7年11月11日付けで受理、同年11月17日付けで承認しました。</p> <p>再発防止策として、今後は新規契約（本社一括契約を含む）を締結する際に不明点等がある場合は事前に市へ相談するように指導します。</p>	環境事業管理課
<p>(2) 当該施設において、指定管理者が自動販売機を18台設置するため、市と指定管理者は、令和6年4月から自動販売機の台数・面積及び貸付料等を内容とする公有財産賃貸借契約を締結している。また、指定管理者は、当該契約に基づき、自動販売機1台ごとの面積を基礎として算定された貸付料を支払っている。</p>	<p>市の指示に従って、契約金額は据え置きで1台撤去したため、変更契約が必要であるという認識がありませんでした。</p> <p>市と協議の上、令和8年3月11日付けで、設置台数を17台とする内容の変更契約を締結しました。</p>	指定管理者
<p>しかし、実地調査した令和7年8月時点において自動販売機は17台しか設置されておらず、契約内容の設置台数と実際の設置台数に差異が生じていた。市によると、令和6年6月頃に指定管理者が1台を撤去したとのことであるが、契約内容と異なる状態が発生してから1年以上経過していたにもかかわらず、公有財産賃貸借契約（台数・面積等）の変更を行っていなかった。</p>	<p>制度所管課である財産活用課としては、根拠条例はないものの、1台当たりの貸付料を基に契約金額を算定していることから、相手方の事情により、貸付料及び貸付面積を据え置いたまま貸付台数を減少させる場合であっても、変更契約の締結が必要であるとの見解でした。しかし、当該見解について職員が認識していなかったため、変更契約を締結しない判断をしました。</p> <p>再発防止策として、変更契約が必要になる基準を明確に</p>	環境事業管理課

	<p>して職員間で共有することに加え、指定管理者より契約内容の変更申出があった場合は、所管課単独で判断せず、制度所管課への事前相談を必須とすることとします。</p> <p>今回の措置として、指定管理者と協議の上、設置台数を17台とし、貸付料及び貸付面積を含め、令和8年3月11日付けで変更契約を締結しました。</p>	
--	--	--